

○三宅町都市計画審議会条例

昭和44年9月22日

条例第10号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、三宅町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条第1項及び第2項に規定する者のうちから町長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

- 第3条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要あるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
 - 3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱し、又は任命する。
 - 4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、会長は、学識経験のある者につき任命された委員の選挙によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
 - 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議案に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、都市計画法施行の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第25号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第41号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第32号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第14号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。